

令和6年度京都府奨学のための給付金 【家計急変世帯への支援】

京都府では、私立学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とした給付金を支給します。(返還は不要)
今回のご案内は、保護者の失職等により、収入が激減した世帯が対象です。

該当確認フローチャート

Q1. 令和6年度非課税世帯または生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯ですか？

はい

奨学のための給付金(通常申請)に該当します。※

※ 通常申請用の申請書を入手の上、ご申請ください。

いいえ

Q2. 令和6年1月1日以降に発生した家計急変により、保護者等の急変後の収入見込み額が非課税世帯相当（以下※4参照）ですか？

はい

今回案内制度に該当します。

必要書類を入手の上、ご申請ください。

いいえ

今回案内制度の対象にはなりません。

1 対象者となる世帯

以下の全てに該当する世帯が対象です。

- 保護者等（親権者全員）が、**京都府内に在住している。**
- 高校生等が、高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了していない。（※1）
※1 海外の高等学校を卒業又は修了している場合はお問い合わせください。
- 高校生等が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学。
- 高校生等が、通算3回(定時制・通信制課程は4回)以上、奨学のための給付金を受給していない。（※2）
※2 学び直し支援金受給者については、これに加え1回(定時制・通信制は最大2回)まで追加可。
- 高校生等が、就学支援金対象校である学校又は高等学校専攻科に**基準日**（※3）時点で在学しており、休学中でない。
※3 基準日・・・7月1日までに家計急変→基準日は7月1日
 7月2日以降の家計急変→基準日は家計急変発生日等
- 家計の急変により、家計急変後1年間の収入見込み額が住民税所得割額非課税相当（※4）であると認められること。（定年退職は対象外。）

※4 非課税相当と認められる世帯年収見込み額等の例は以下の表のとおり。

会社員の場合は給与収入、自営業の場合は事業所得（収入金額－必要経費）で判断する。

世帯構成	寡婦(夫)と子	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込額（会社員）	2,044,000円 未満	2,216,000円 未満	2,716,000円 未満	3,216,000円 未満	3,704,000円 未満
所得見込額（自営業）	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下

2 提出書類について

「提出書類確認シート」に記載の申請書及び添付書類を提出してください。

※申請書は京都府HPからダウンロードできます。

(京都府HP：<https://www.pref.kyoto.jp/bunkyo/syogakukyufukin.html>)

こちらからもアクセスできます⇒



3 給付額（年額）について

世帯状況 (※全：全日制、定：定時制)	給付年額 (7月1日までに家計急変した場合の給付額)	7月2日以降に家計急変した際の給付額
住民税所得割非課税（全・定）（第1子）	142,600円	7月以降に家計急変となった場合は、「令和7年3月までの月数」に応じて月割支給となりますので、左記の年額と異なります。
住民税所得割非課税（全・定）（第2子以降） 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	152,000円	
住民税所得割非課税（通信制・専攻科）	52,100円	

4 申請書申請先・提出期限

【京都府外の私立学校にお通いの場合】

○京都府HPで申請書をダウンロードし、以下の宛先に郵送してください。

○申請期限については下記のとおりです。

- ①7月1日までの家計急変：7月1日（月）～8月9日（金）当日消印有効
- ②7月2日以降の家計急変：令和7年2月21日（金）まで随時受付

■宛先：

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町
京都府文化生活部文教課 奨学のための給付金担当

※郵送の際は、必ず封筒に「奨学のための給付金 家計急変(申請)」と朱書きし、送り主の住所・氏名を記載の上、上記宛先に送付してください。

【お問い合わせ先（私立担当）】
京都府文化生活部文教課 奨学のための給付金担当
(電話：075-414-4516,4542)
受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

京都府奨学のための給付金（家計急変世帯への支援）

【 提出書類確認シート 】

「京都府奨学のための給付金申請書」（別記第1号の2様式）に、以下の書類を添付し、提出してください。

申請書に添付する書類

① <input type="checkbox"/>	家計急変の発生事由を証明する書類
	【会社員の方】 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書 等いずれか1つのコピー 【自営業の方】 破産手続開始決定通知書、廃業等届出、国又は地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 等いずれか1つのコピー ※家計急変の発生事由を証明する書類に該当するものがない場合（例：離職していないが減収となった場合、廃業していないが減収となった場合等）、家計急変の発生事由を証明する書類の提出が不要になることがあります。
② <input type="checkbox"/>	家計急変前の所得確認書類等
	令和6年度課税証明書（原本） ※保護者等の全員分を提出してください。 ※一方の保護者等が、もう一方の保護者等の控除対象配偶者であることが所得確認書類等で確認できる場合で、控除対象配偶者の方の令和5年の収入が100万円以下の場合には、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。 ※課税証明書を取得される場合は、事前に市・府民税申告を確定した上で、全項目証明を取得してください。
③ <input type="checkbox"/>	家計急変後の所得確認書類等
	【会社員の方】 家計急変後、家計急変発生月を含む3ヶ月分の、以下のA又はB A：給与明細書(コピー) B：会社作成の給与見込(原本) 組み合わせ例：Aのみ3ヶ月分、A1ヶ月分+B2ヶ月分 等 【自営業の方】 家計急変後に作成した以下A又はBのいずれか A：税理士又は公認会計士の作成した証明書類(原本) B：年間収支見込計算書(京都府様式)+経営不振の事由により公共的団体等から融資等を受けていることが確認できる書類(金融機関への借入申込書(コピー)又は融資決定書類(コピー)等) ※保護者等全員分の所得確認書類等を提出してください。 ※家計急変後の所得確認書類等に該当するものがない場合（例：失業等で無収入になり、再就職しておらず収入がない場合等）、家計急変後の所得確認書類等の提出が不要になることがあります。 ※家計急変後に再就職した場合等には、再就職後の所得確認書類の提出をお願いする場合があります。
④ <input type="checkbox"/>	扶養誓約書
	※扶養者ごとに扶養誓約書を作成し、提出してください。扶養親族全員を誓約欄に記載してください。 例1：母が生徒（高校生等）1名を扶養し、父が生徒の弟1名を扶養している世帯 →母、父がそれぞれ1部、扶養誓約書を作成してください。 例2：父が母、生徒（高校生等）1名、生徒の弟1名を扶養している世帯 →父が扶養誓約書を1部作成してください。
⑤ <input type="checkbox"/>	給付金振込先口座の通帳等のコピー
	※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が記載されているページをコピーしてください。（通帳がない場合、金融機関名、支店コード、口座番号、口座名義が確認できるキャッシュカードのコピーも可。）
⑥ <input type="checkbox"/>	個人対象要件証明書【高等学校専攻科に通う生徒のみ】
	※在学している学校から証明を受けてください。